

法務省大臣官房司法法制部事務分掌規程

(平成13年1月6日法務省司司第1号)

改正 平成16年4月1日法務省司司第307号

改正 平成16年6月2日法務省司司第583号

改正 平成17年4月1日法務省司司第322号

改正 平成18年4月1日法務省司司第366号

改正 平成18年5月24日法務省司司第540号

改正 平成19年3月26日法務省司司第369号

改正 平成20年3月14日法務省司司第257号

改正 平成23年3月11日法務省司司第302号

(部付)

第1条 司法法制部に、部付を置くことができる。

2 部付は、部長を助け、部長が特に命ずる事務をつかさどる。

(課長補佐)

第2条 各課に、課長補佐(補佐官)を置く。

2 課長補佐(補佐官)は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 課長補佐(補佐官)が2人以上置かれている課における課長補佐(補佐官)の事務の分担は、別に課長が定める。

4 課長補佐(補佐官)のうち総括補佐官を命ぜられた者は、部の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐(補佐官)のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課の複雑困難な事務を担当する。

(法務専門職)

第3条 部長の指定する課に、法務専門職(法務専門官)を置く。

2 法務専門職(法務専門官)は、命を受けて、課の専門的な事務に従事する。

3 法務専門職(法務専門官)のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課の

複雑困難な専門的事務を担当する。

(翻訳職)

第4条 司法法制課に、翻訳職（翻訳官）を置く。

- 2 翻訳職（翻訳官）は、命を受けて、公文書類の翻訳に関する事務に従事する。
- 3 翻訳職（翻訳官）のうち上席翻訳官を命ぜられた者は、複雑困難な公文書類の翻訳に関する事務を担当する。

(統括債権回収検査官及び債権回収検査官)

第5条 審査監督課に統括債権回収検査官及び債権回収検査官を置く。

- 2 統括債権回収検査官は、命を受けて、債権回収会社の検査に関する事務を統括する。
- 3 債権回収検査官は、命を受けて、債権回収会社の検査に関する事務に従事する。

(企画調査官補佐及び企画調査官付)

第6条 司法法制課に、企画調査官補佐及び企画調査官付を置くことができる。

- 2 企画調査官補佐は、企画調査官を補佐し、命を受けて、企画調査官の事務を処理する。
- 3 企画調査官付は、命を受けて、企画調査官の事務に従事する。

(資料調査官補佐及び資料調査官付)

第7条 司法法制課に、資料調査官補佐及び資料調査官付を置くことができる。

- 2 資料調査官補佐は、資料調査官を補佐し、命を受けて、資料調査官の事務を処理する。
- 3 資料調査官付は、命を受けて、資料調査官の事務に従事する。

(司法法制課に置く係)

第8条 司法法制課に、次の23係を置く。

庶務係

予算係

司法制度第一係

司法制度第二係

司法制度第三係

法令整備係

法令編さん係

法令外国語訳係

資料整備係

法制審議会係

図書受入係

図書整理係

図書管理係

参考調査係

展示企画係

民事統計係

刑事統計係

成人矯正統計係

少年矯正統計係

保護統計係

入国管理統計係

総合法律支援第一係

総合法律支援第二係

(庶務係の所掌事務)

第9条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法法制部長の官印，司法法制部印その他の公印の保管に関すること。
- (2) 司法法制部の所掌に係る公文書類の接受，発送，編集及び保存に関すること。
- (3) 司法法制部の機構及び定員に関すること。

- (4) 司法法制部の職員の人事及び研修に関すること。
- (5) 司法法制部の職員の福利厚生に関すること。
- (6) 司法法制部の職員に貸与する宿舍に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、司法法制部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(予算係の所掌事務)

第10条 予算係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法法制部の所掌に係る経費の予算及び会計に関すること。
- (2) 司法法制部の所管の物品の管理に関すること。

(司法制度第一係の所掌事務)

第11条 司法制度第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法制度に関する企画及び立案に関すること（司法制度第二係及び司法制度第三係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関すること。

(司法制度第二係の所掌事務)

第12条 司法制度第二係は、司法制度に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(司法制度第三係の所掌事務)

第13条 司法制度第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法試験制度に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 裁判所及び検察庁の設立、廃止及び管轄区域の変更に関する法令案の作成に関することをつかさどる。

(法令整備係の所掌事務)

第14条 法令整備係は、内外の法令の整備に関する事務をつかさどる。

(法令編さん係の所掌事務)

第15条 法令編さん係は、内外の法令の編さんに関する事務をつかさどる。

(法令外国語訳係の所掌事務)

第 16 条 法令外国語訳係は、日本法令の外国語訳の推進に関する事務をつかさどる。

(資料整備係の所掌事務)

第 17 条 資料整備係は、法務に関する資料の整備及び編さんに関する事務をつかさどる。

(法制審議会係の所掌事務)

第 18 条 法制審議会係は、法制審議会の庶務に関する事務をつかさどる。

(図書受入係の所掌事務)

第 19 条 図書受入係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国立国会図書館支部法務図書館（以下「法務図書館」という。）に備え付ける図書その他の資料の受入に関すること。
- (2) 法務省の事務用図書の選定及び配布に関すること。
- (3) 国立国会図書館中央館及び各支部図書館との連絡調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法務図書館に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(図書整理係の所掌事務)

第 20 条 図書整理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務図書館備付けの図書その他の資料の分類に関すること。
- (2) 図書目録の編さんに関すること。
- (3) 図書館システムの整備及び管理に関すること。

(図書管理係の所掌事務)

第 21 条 図書管理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務図書館備付けの図書その他の資料の管理に関すること。
- (2) 法務図書館の施設の整備に関すること。
- (3) 国立国会図書館中央館及び各支部図書館等との図書その他の資料の相互貸出に関すること。

(参考調査係の所掌事務)

第 2 2 条 参考調査係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務図書館の利用者に対する援助に関すること。
- (2) 法律文献検索システムの整備及び管理に関すること。
- (3) 法律関係文献情報検索目録等の編さんに関すること。

(展示企画係の所掌事務)

第 2 3 条 展示企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務に関する史料の展示の企画に関すること。
- (2) 法務史料展示室の管理及び運営に関すること。

(民事統計係の所掌事務)

第 2 4 条 民事統計係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大臣官房訟務部門、民事局及び人権擁護局の所掌事務に関する統計に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(刑事統計係の所掌事務)

第 2 5 条 刑事統計係は、刑事局の所掌事務に関する統計に関する事務をつかさどる。

(成人矯正統計係の所掌事務)

第 2 6 条 成人矯正統計係は、矯正局の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に関する統計に関する事務をつかさどる。

(少年矯正統計係の所掌事務)

第 2 7 条 少年矯正統計係は、矯正局の所掌事務のうち、少年院及び少年鑑別所に関する統計に関する事務をつかさどる。

(保護統計係の所掌事務)

第 2 8 条 保護統計係は、保護局の所掌事務に関する統計に関する事務をつかさどる。

(入国管理統計係の所掌事務)

第 29 条 入国管理統計係は、入国管理局の所掌事務に関する統計に関する事務をつかさどる。

(総合法律支援第一係の所掌事務)

第 30 条 総合法律支援第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日本司法支援センター評価委員会の庶務に関すること。
- (2) 日本司法支援センターの組織及び運営に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、総合法律支援に関する事務で総合法律支援第二係の所掌に属しないものに関すること。

(総合法律支援第二係の所掌事務)

第 31 条 総合法律支援第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 総合法律支援に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合法律支援に関する企画及び立案に関すること。
- (3) 総合法律支援に関する各種団体との連絡調整に関すること。

(審査監督課に置く係)

第 32 条 審査監督課に、次の 7 係を置く。

弁護士資格認定係

外国法事務弁護士第一係

外国法事務弁護士第二係

債権回収企画係

債権回収監督係

紛争解決業務認証第一係

紛争解決業務認証第二係

(弁護士資格認定係の所掌事務)

第 33 条 弁護士資格認定係は、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 5 条の認定に関する事務をつかさどる。

(外国法事務弁護士第一係の所掌事務)

第 34 条 外国法事務弁護士第一係は、アメリカ合衆国を原資格国とする外国法事務弁護士に関する事務をつかさどる。

(外国法事務弁護士第二係の所掌事務)

第 35 条 外国法事務弁護士第二係は、外国法事務弁護士に関する事務（外国法事務弁護士第一係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(債権回収企画係の所掌事務)

第 36 条 債権回収企画係は、債権管理回収業の監督に関する事務（債権回収監督係の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

(債権回収監督係の所掌事務)

第 37 条 債権回収監督係は、債権管理回収業の監督の実施に関する事務をつかさどる。

(紛争解決業務認証第一係の所掌事務)

第 38 条 紛争解決業務認証第一係は、民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務（紛争解決業務認証第二係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(紛争解決業務認証第二係の所掌事務)

第 39 条 紛争解決業務認証第二係は、認証紛争解決事業者の監督に関する事務をつかさどる。

(係主任)

第 40 条 部長の指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に部長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。